

(電子メール施行)  
新温教こ第100号の2  
令和2年4月14日

小・中学校保護者様

新温泉町教育長

### 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校における登校可能日について

4月13日に兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部の会議が開かれました。

これをふまえ、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改訂されました。本方針には、県立学校の登校可能日について「当面の間、設定しない」の追記がされ、市町立学校においても同様の要請がされています。

つきましては、本町は下記の対応をいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 1 登校可能日について

県立学校の対応をふまえ、4月17日(金)及び4月21日(火)の小・中学校の登校可能日を設定しません。それ以降は、状況をふまえて別途連絡します。

##### 2 感染拡大防止に関する児童生徒等へのお願い

- (1) 臨時休業期間中は、不要不急の外出を控えること。
- (2) 健康管理に努め、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、保健所等に相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診すること。
- (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、学校に連絡すること。

##### 3 新型コロナウイルス感染症が判明した場合の対応体制について

児童生徒等・保護者が新型コロナウイルスに罹患(疑いを含む)した場合は至急、学校に連絡願います。

##### 4 学習について

休業中は、規則正しい生活に努めるとともに、学習時間を設定し、学校からの課題に取り組んでください。

##### 5 児童生徒の心理的支援について

児童生徒が不安等を感じている場合、保護者が話を聞いていただくとともに、必要に応じて学校に相談をしてください。